5　附則

(一)　経過措置

会社は、当分の間、危機対応業務に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として計算した金額を限り、この法律による改正前の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の三の規定により交付された国債の償還を請求することができることとした。（改正法附則第四条関係）

(二)　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

1の政府の保有する株式を処分する時期の変更に伴う簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成一八年法律第四七号）の所要の規定の整備を行うこととした。（改正法附則第七条及び第八条関係）

(三)　検討（改正法附則第九条及び第一〇条関係）

(1)　危機対応業務

政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。

(2)　特定投資業務

政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金等の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。

(3)　政府は、(1)及び(2)の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。

6　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（法律第二四号）（外務省）

1　政府は、緑の気候基金（以下「基金」という。）に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができることとした。（第二条関係）

2　政府は、基金に対して拠出する本邦通貨の全部又は一部を国債で拠出することができるものとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとした。（第三条関係）

3　基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うこととするものとした。（第四条関係）

4　この法律は、公布の日又は平成二七年四月一日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二三四号）（総務省）

一　総務省組織令の一部改正関係

当分の間本省に置くこととされている年金記録確認中央第三者委員会及び当分の間各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局にそれぞれ一置くこととされている年金記録確認地方第三者委員会を廃止するとともに、当分の間行政評価局及び同局行政相談課がつかさどることとされている年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務を廃止することとした。（本則関係）

二　年金記録確認第三者委員会令の廃止関係

年金記録確認第三者委員会令を廃止することとした。（附則関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年七月一日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三五号）（財務省）

1　特別会計に関する法律第三八条第二項に基づき国債として政令で定めるものに、緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律第三条第二項の規定により発行し緑の気候基金に拠出される国債を加えることとした。（第四〇条関係）

2　特別会計に関する法律第四二条第二項に基づき、償還に充てるために一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる公債及び借入金から除外するものとして政令で定めるものに、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二五年法律第七六号）の規定により旧社会資本整備事業特別会計から一般会計に承継された借入金を加えることとした。（第四一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三六号）（農林水産省）

1　指定養殖業の指定

農林水産大臣の許可を要する指定養殖業としてうなぎ養殖業を定めることとした。（第一条関係）

2　指定養殖業の許可の申請に係る特例

許可の申請後に養殖場が滅失した場合等における措置を定めることとした。（第二条～第五条関係）

3　許可に関する技術的読替え

漁業法の規定を準用する場合における技術的読替えを定めることとした。（第六条関係）

4　施行期日

この政令は、平成二七年六月一日から施行することとした。

◇株式会社日本政策投資銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第二三七号）（財務省）

1　納付の手続

株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少して行う国庫への納付金の納付に関し、その手続を定めることとした。（附則第二条関係）

2　納付金の帰属する会計

会社による国庫への納付金の帰属する会計を定めることとした。（附則第二条の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。